

議案第 号

宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）11月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例

宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例（平成25年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 号

宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例(平成25年条例第37号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|-----------------|--|
| (管理) 第3条 (略) | (管理) 第3条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</u> |

○宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例

平成25年7月9日

条例第37号

(設置の目的)

第1条 新ごみ処理施設の建設に要する資金に充てるため、宝塚市新ごみ処理施設建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 宝塚市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 第4条の規定により繰り入れる額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するため必要があると認める場合に限り、予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成25年7月19日から施行する。

宝塚市新ごみ処理施設建設基金の積立てに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例（平成25年条例第37号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、宝塚市新ごみ処理施設建設基金（以下「基金」という。）の積立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 条例第2条第1号の予算で定める額は、次に掲げる額とする。

- (1) 毎会計年度において一般会計の歳出歳入決算上生じた剰余金から、当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額を控除した額の4分の1に相当する額
 - (2) 古紙等売払収入額の全額に相当する額
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める額
- 2 前項各号に定める額を基金に積立てる年度は、次に掲げる額の区分に応じ当該各号に定める年度とする。
- (1) 前項第1号に規定する額 決算に係る年度の翌年度
 - (2) 前項第2号に規定する額 古紙等売払収入があった日が属する年度
 - (3) 前項第3号に規定する額 市長が必要であると認める年度

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市新ごみ処理施設建設基金の積立てに関する取扱いの規定は、平成30年度以後の予算に係る基金の積立てについて適用し、平成29年度以前の予算に係る基金の積立てについては、なお従前の例による。